

泉北環境整備施設組合郵便入札参加者心得

平成24年 8月30日
管 理 者 決 裁

1 趣旨

この心得は、泉北環境整備施設組合郵便入札要綱（平成24年告示第11号。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守るべき事項について定める。

2 関係法令等の遵守

- (1) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、同法施行令（昭和31年政令第273号）その他の関係法令並びに泉北環境整備施設組合財務規則（平成7年規則第3号。以下「財務規則」という。）及び要綱及びこの心得を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、指名通知書、仕様書、契約書、図面、現場等を熟覧の上、入札に参加しなければならない。この場合において、仕様書、図面等に質疑がある場合は、公告等において定めるところにより質問することができる。

3 入札保証金

入札参加者は、入札書を郵送する前に入札予定額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第84条各号の規定により、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

4 入札書の書き方

- (1) 入札書には、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、組合への登録の使用印又は実印を鮮明に押印しなければならない。
- (2) 入札書には、鉛筆等訂正容易な筆記具を用いて記入してはならない。
- (3) 入札書には、楷書で丁寧に記入しなければならない。金額については、算用数字を用い、その数字の直前に「¥」を記入しなければならない。ただし、管理者の指示がある場合は、この限りでない。
- (4) 入札参加者は、消費税抜きの金額を入札書の金額欄に記入しなければならない。

5 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、他の入札者と入札価格又は入札意思についてのいかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

6 入札の延期、中止

- (1) 管理者は、入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行できないと認められるとき、入札者が1者となったとき及び災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の延期又は中止をすることができる。
- (2) 管理者は、郵便事情等による事故が発生した場合で必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることができる。

7 開札

- (1) 入札立会人は、開札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な開札の執行に協力し、不穩当な言動等により正常な入札の執行を妨げてはならない。
- (2) 管理者は、入札立会人が開札に関し妨害若しくは不正な行為をし、又はそのおそれがあると認めるときは、その者の立会いを拒否することができる。

8 落札者の決定等

- (1) 入札予定価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。ただし、売払いの場合は最高価格の入札者を落札者とする。
- (2) 入札予定価格の範囲内で同価格の入札者があった場合は、抽選により落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者は抽選を辞退することができず、入札立会人の中からくじを引く者を選定し、抽選を行うものとする。ただし、立会人が立ち会わないときは、組合職員のうち、当該入札事務執行者以外の者がくじを引くものとする。
- (3) 前項の場合において、最低制限価格での抽選により決定した業者が契約締結できなくなったときは、抽選を行った他の業者で再度抽選を行い業者決定するものとする。
- (4) 管理者は、入札に関し不正な行為が行われた可能性があるとき、落札者の決定を保留することができる。

(5) 管理者は、入札の結果、落札者がいない場合、速やかに2回目の入札を行うものとする。

9 契約金額の決定

入札書に記載された金額に消費税相当分を加算した金額をもって契約金額とする（端数は円未満切捨て。ただし、工業用処理薬品その他単価での契約については、円未満5桁目を切捨てとする。）。

10 最低制限価格の設定

入札最低制限価格を設けた場合は、入札予定価格と入札最低制限価格との範囲内で最低価格の入札者を落札者と決定する。入札予定価格と入札最低制限価格との範囲内で最低価格の入札者が2人以上あるときは、第8項第2項の規定を準用する。

11 契約の保証

(1) 落札者は、組合との契約締結前に契約保証金を納付しなければならない。

（財務規則第99条の規定により、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合を除く。）

(2) 前号に規定する契約保証金は、次に掲げるものを担保として提供することをもって、これに代えることができる。

ア 国債又は地方債

イ 銀行が振出し又は支払保証した小切手

ウ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社による保証証券

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（履行ボンド）

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

(3) 前2号に掲げる契約保証金の額及び保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。ただし、単価契約においては、契約単価に予定数量を掛けた額の100分の10以上に相当する額とする。

(4) 契約保証金には、利子を付さない。

(5) 契約保証金は、契約目的物の引渡し後に全額を還付する。

(6) 前各号の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、第2号エに

掲げる公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証（^{かし}瑕疵担保特約を付したものに限る。）を求めることができる。この場合において、保証金額は契約金額の10分の3以上とする。

12 契約書の提出

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に記名押印した契約書（議会の議決に付すべき契約であるときは仮契約書）その他契約に必要な関係書類（以下「契約書等」という。）を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。
- (2) 管理者は、落札者が前項の期間内に契約書等を提出しないときは、その者と契約を締結しないものとする。

13 違約金の徴収

- (1) 落札者が第12項第1号の期間内に契約を締結しないときは、落札金額の100分の3以上、単価契約においては契約単価に予定数量を掛けた額の100分の3以上に相当する金額を違約金として徴収する。

14 組合議会の議決を要する契約

- (1) 組合議会の議決を要する契約については、入札後仮契約を締結し、組合議会で可決されたときに本契約となるものとする。ただし、可決日の翌日から起算して7日以内（組合の承諾を得た場合はこの期間を変更することができる）に第11項第1号ア～エに規定する保証書等の提出がない場合は、契約が成立しなかったものとみなす。
- (2) 管理者は、仮契約の相手方が仮契約期間中に指名停止等の措置を受けたとき及び契約の相手方として不適当な事由があったときは、当該仮契約を解除することができる。
- (3) 前項の規定により仮契約を解除しても、組合は一切の責を負わないものとする。

15 異議の申立て

入札参加者は、入札後、仕様書、設計図書、契約書、質疑応答、図面、現場等についての不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。また、郵便事情等により入札書等が到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

16 適用

この心得は、平成31年2月19日から施行し、同日以降に郵便入札の方法により実施するものについて適用する。